

郡山市高齢者日常生活用品給付事業実施要綱

平成12年4月1日施行
平成16年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成21年5月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成27年3月25日一部改正
平成28年1月1日一部改正
平成29年3月14日一部改正
平成30年3月26日一部改正
平成31年2月25日一部改正
令和元年9月12日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和7年9月19日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 介護用品購入費の助成（第8条－第13条の2）
- 第3章 指定店（第13条の3－第13条の5）
- 第4章 雑則（第14条－第16条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、在宅の寝たきり高齢者、介護を要する認知症高齢者、疾病等により身体が虚弱な高齢者等、日常生活を営むのに支障がある高齢者（以下「要援護高齢者」という。）等に対し、日常生活用品の購入費用に対する助成を行うこと並びに介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の45第3項第2号に基づき、要援護高齢者の属する世帯（世帯を分離していても、同居の場合はその世帯を含む。）の生計中心者等に対し、日常生活用品の購入費用に対する助成を行うことで、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護高齢者 市内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者のうち法第27条に基づく要介護認定において、要介護状態区分を要介護1から要介護5と認定された者をいう。
- (2) 在宅 法第8条第25項に規定する指定介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームを利用しておらず、かつ、病院又は診療所に入院していないことをいう。

第3条から第7条まで 削除

第2章 介護用品購入費の助成

(用品及び対象者)

第8条 助成の方法については、購入時に使用できる給付券を交付することにより行うものとする。

- 2 給付券の区分、助成対象者及び購入費用の助成対象となる用品については、別表第1に定めるとおりとする。
- 3 介護用品給付券及び家族介護用品給付券は、重複して助成できないものとする。

(助成の申請)

第9条 介護用品及び家族介護用品購入費の助成を受けようとする者は、郡山市高齢者日常生活用品給付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(申請の代行)

第9条の2 利用者家族、介護支援専門員、地域包括支援センター職員その他の利用者以外の者が前条の申請について代行するときは、申請の際に利用者との関係を記載しなければならない。

(給付の決定、認定証及び給付券の交付)

第10条 市長は、前2条の申請があったときは、受給資格の有無を審査の上支給の可否を決定し、受給資格があると認定したときは、郡山市高齢者介護用品給付券利用資格認定証（第3号様式）又は郡山市高齢者家族介護用品給付券利用資格認定証（第4号様式）（以下「認定証」という。）及び郡山市高齢者介護用品給付券（第5号様式）又は郡山市高齢者家族介護用品給付券（第6号様式）（以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとし、受給資格がない場合は、郡山市高齢者日常生活用品給付却下通知書（第7号様式）により申請者に通知する。

- 2 前項の認定証及び給付券の交付日は、市長が交付を決定した日の属する月の翌月の初

日とする。

- 3 前項の規定に関わらず、申請時に介護用品給付券又は家族介護用品給付券を受給している者のうち家族介護用品給付券又は介護用品給付券に給付区分を変更するものについては、当該変更する前の給付券を返還する場合に限り、当該変更の申請のあった月分以降の給付区分変更後の給付券の交付を受けることができる。
- 4 給付券の交付枚数は、一会計年度 12 枚を限度とし、当該交付の日の属する月の区分に応じ別表第 2 に定める交付枚数とする。
- 5 市長は、認定された介護用品及び家族介護用品の受給資格を、毎年 4 月 1 日現在で審査し、受給資格がある場合、継続して交付を行うことができるものとする。この場合、給付券の交付枚数は、前項の規定にかかわらず 12 枚とする。

(給付券の精算)

- 第 11 条 利用者は、介護用品及び家族介護用品を購入するときは、市長が指定する取扱店（以下「指定店」という。）に給付券を提出するものとする。
- 2 給付券は、1 ヶ月につき 1 枚、1 回の使用を限度とする。
 - 3 給付券 1 枚当たりの助成額未満の購入費に対しては、差額の払戻しはしない。
 - 4 指定店は、第 1 項により使用された給付券を毎月 10 日までに市長へ提出しなければならない。ただし、10 日が郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条による市の休日に当たるときは、市の休日の前日をもってその期限とする。
 - 5 市長は、前項の規定により給付券の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、提出があった当該月の末日までに当該店に対して精算する。

(変更の届出)

- 第 12 条 受給者は、給付券の交付を受けた後に次条各号に定める場合を除き、申請事項等に変更が生じた場合は、速やかに郡山市高齢者（家族）介護用品給付券助成変更届（第 8 号様式）により、その旨を市長に届けなければならない。

(認定証の返還)

- 第 13 条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに郡山市高齢者（家族）介護用品給付券利用資格認定証返還届（第 9 号様式）、認定証及び給付券 を市長に返還しなければならない。

- (1) 給付券の有効期限が経過したとき。
- (2) 本市の住民でなくなったとき。
- (3) 利用者が死亡したとき、又は入院や施設入所により在宅者でなくなったとき。
- (4) 要介護認定審査において要介護以外となったとき（介護用品給付券の受給者に限る。）。
- (5) 要介護認定審査において要介護 4 又は要介護 5 以外となったとき（家族介護用品給付券の受給者に限る。）。
- (6) 介護用品給付券の利用者又は家族介護用品給付券の受給者の世帯の者の市民税が課税となったとき。

- (7) 給付券を利用する者が、継続して介護用品を使用しなくなったと市長が認めたとき。
- (8) 給付券を利用する者が、1 か月以上入院したとき。
- (9) 前各号のほか、受給資格を失ったとき。

(助成の取消し等)

第 13 条の 2 市長は、給付券の交付を受けた者又は指定店が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用資格の認定又は店舗の指定を取り消し、又は既に助成又は精算した金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 給付券を不正に使用したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不適當と認めるとき。

第 3 章 指定店

(取扱店の指定)

第 13 条の 3 本事業による利用の対象となる指定店となることを希望する者は、郡山市高齢者介護用品給付券・家族介護用品給付券指定店申請書（第 10 号様式）及び別途市長が指定する書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに内容について審査し指定の可否を決定し、郡山市高齢者介護用品給付券・家族介護用品給付券指定店登録決定（却下）通知（第 11 号様式）にて通知する。

3 指定店は、前項の決定通知の日より、給付券の取扱いをすることができる。

(取扱店の指定店申請内容の変更)

第 13 条の 4 指定店の申請内容について変更が生じた場合は、変更が生じることが判明次第、速やかに郡山市介護用品給付券・家族介護用品給付券指定店登録内容変更届（第 12 号様式）を市長に届け出なければならない。

(指定の辞退)

第 13 条の 5 取扱店が指定を辞退しようとするときは、あらかじめ郡山市高齢者介護用品給付券・家族介護用品給付券指定店辞退届（第 13 号様式）を市長に届け出なければならない。

第 4 章 雑則

(台帳の整備)

第 14 条 市長は、用品の給付に関する状況を明確にするため、郡山市高齢者日常生活用品給付事業利用者台帳を整備しておかなければならない。

(関係機関等との連携等)

第 15 条 市長は、常に保健所、民生委員等の関係機関と十分な連携を図るものとする。

2 市長は、この事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所等の協力を得るとともに、

他の高齢者福祉に関する諸事業と連携を図るよう努めるものとする。

- 3 市長は、この事業の実施について、市民に対して広報等を通じて周知を図るよう努めるものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(郡山市高齢者日常生活用具・用品給付等事業実施要綱の廃止)
- 2 郡山市高齢者日常生活用具・用品給付等事業実施要綱（平成 8 年 4 月 1 日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日前に旧要綱の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の郡山市高齢者日常生活用具・用品給付事業実施要綱の規定により、申請している者に対する助成については、改正後の郡山市高齢者日常生活用具・用品給付事業実施要綱の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の様式により使用されている書類は、改正後様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年10月1日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

区分	対 象 者	用 品
介 護 用 品 給 付 券	[給付券 1 枚 3, 0 0 0 円、年 3 6, 0 0 0 円限度] 日常的に紙おむつ等の介護用品を使用する在宅かつ市民税非課税の要援護高齢者	
家 族 介 護 用 品 給 付 券	[給付券 1 枚 6, 0 0 0 円、年 7 2, 0 0 0 円限度] 日常的に紙おむつ等の介護用品を使用する市民税非課税世帯に属する在宅要援護高齢者のうち、要介護 4 又は要介護 5 に該当する者を介護している同居世帯の生計中心者等	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て（ゴム）手袋、清拭剤、お尻拭、身体拭、ドライシャンプー、防水シート、消毒液、脱脂綿、油紙、両面バンソーコー、バンソーコー、ガーゼ、綿球、ピンセット、安楽尿器、バット、浣腸液、円座、おむつカバー、医療用ソフトシート

別表第 2（第 10 条関係）

交付日の属する月	介護用品給付券交付枚数 (助成額 1 枚 3, 0 0 0 円)	家族介護用品給付券交付枚数 (助成額 1 枚 6, 0 0 0 円)
4 月	1 2 枚	1 2 枚
5 月	1 1 枚	1 1 枚
6 月	1 0 枚	1 0 枚
7 月	9 枚	9 枚
8 月	8 枚	8 枚
9 月	7 枚	7 枚
1 0 月	6 枚	6 枚
1 1 月	5 枚	5 枚
1 2 月	4 枚	4 枚
1 月	3 枚	3 枚
2 月	2 枚	2 枚
3 月	1 枚	1 枚

第1号様式（第9条関係）

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

郡山市高齢者日常生活用品給付申請書

郡山市長

申請者（家族介護用品給付券を申請のときは、生計中心者）
住所 〒

氏名 利用者との関係（ ）

電話

次のとおり申請いたします。

申請区分 ☐介護用品給付券 ☐家族介護用品給付券 申請状況 ☐初めて ☐以前にあり

居住状況 ☐在宅 ☐施設（サ高住・有料老人ホーム・グループホーム・ケアハウス 等） ☐その他

添付書類 ☐介護保険被保険者証の写し

※太枠部分を記入すること。

利 用 者	個人番号（マイナンバー）											生 年 月 日		
	ふりがな											大 正		
	氏 名											年 月 日 昭和（ 才）		
	住 所	〒 ー 郡山市												
	入所施設名等													
同 居 世 帯 員	本申請に係る給付の可否を決定するため、郡山市が市民税課税状況等、所要の調査を行うことに同意し署名します。（家族介護用品給付券を申請する場合は、世帯分離者を含む同居家族全員の同意が必要です。）													
	氏 名	続柄	氏 名	続柄	氏 名	続柄								
		利用者												

通知等の送付先について ☐利用者あて ☐申請者あて ☐担当事業所あて ☐その他

送付先別住所（その他の場合のみ）	〒
送付先別氏名（その他の場合のみ）	
送付先設定理由（事業所・その他の場合必須）	

※以下の太枠内に、介護支援専門員もしくは地域包括支援センター職員等による証明を受けること。

利用者の要介護度	要介護（ ）	排泄感覚の有無	尿意（有・無）	便意（有・無）
紙おむつ等が必要な理由	失禁があるため・トイレに間に合わないため・その他（ ）			
利用者は在宅であることを証明いたします。また、紙おむつ等の利用が必要と認めます。				
事業所名	事業所住所 〒			
連絡先	資格等	氏 名	㊞	

宛 名 番 号		受 給 者 番 号	
☐ 利 用 者 名		市 民 税 課 税 状 況	課税・非課税
☐ 生計中心者名			

第3号様式（第10条関係）

電話 024-924-3561

印

第4号様式（第10条関係）

様

左記の者を郡山市高齢者日常生活用品
給付事業実施要綱に基づく家族介護用品給
付券利用資格者として認定します。

受給者番号

郡山市長

印

電話 024-924-3561

第 5 号様式（第 10 条関係）

第 5 号様式（第 10 条関係）

（表面）

第 5 号様式（第 10 条関係）

年度 鶴山市高齢者介護用品給付券
（取扱店控） 【 月 分】

受給者番号		
有効期間		年 月 日～ 年 月 日
利用 者	住所	
	氏名	
購入年月日		年 月 日
助成額	□ 3, 0 0 0 円	
	□ 円	
用品の種類		裏 面 に 記 載
交付者 鶴山市長		

※入院中、入所中は使用できません。
（利用者→取扱店）

年度 鶴山市高齢者介護用品給付券
（地域包括ケア推進課提出用） 【 月 分】

受給者番号		
有効期間		年 月 日～ 年 月 日
利用 者	住所	
	氏名	
購入年月日		年 月 日
助成額	□ 3, 0 0 0 円	
	□ 円	
用品の種類		裏 面 に 記 載
取扱店	番号	
名称		
交付者 鶴山市長		

※ 月中のみ有効
（利用者→取扱店→地域包括ケア推進課）

（裏面）

用 品 の 種 類
紙おむつ・尿取りパット・ 使い捨て（ゴム）手袋・清拭剤・ お尻拭・身体拭・ドライシャンプー・ 防水シート・医療用ソフトシート・ 消毒液・脱脂綿・油紙・ 両面絆創膏・絆創膏・ガーゼ・ 綿球・ピンセット・安楽尿器・ パット・浣腸液・円座・おむつカバー

用 品 の 種 類
紙おむつ・尿取りパット・ 使い捨て（ゴム）手袋・清拭剤・ お尻拭・身体拭・ドライシャンプー・ 防水シート・医療用ソフトシート・ 消毒液・脱脂綿・油紙・ 両面絆創膏・絆創膏・ガーゼ・ 綿球・ピンセット・安楽尿器・ パット・浣腸液・円座・おむつカバー

第 6 号様式（第 10 条関係）

第 6 号様式（第 10 条関係）

（表面）

第 6 号様式（第 10 条関係）

年度 郡山市高齢者家族介護用品給付券
（取扱店控） 【 月 分】

受給者番号		
有効期間		年 月 日～ 年 月 日
利用者	住所	
	氏名	
購入年月日		年 月 日
助成額	□6,000円	
	□ 円	
用品の種類		裏面に記載
交付者 郡山市長		

※入院中、入所中は使用できません。
（利用者→取扱店）

年度 郡山市高齢者家族介護用品給付券
（地域包括ケア推進課提出用） 【 月 分】

受給者番号		
有効期間		年 月 日～ 年 月 日
利用者	住所	
	氏名	
購入年月日		年 月 日
助成額	□6,000円	
	□ 円	
用品の種類		裏面に記載
取扱店	番号	
名称		
交付者 郡山市長 印		

※ 月中のみ有効
（利用者→取扱店→地域包括ケア推進課）

（裏面）

用 品 の 種 類
紙おむつ・尿取りパット・ 使い捨て（ゴム）手袋・清拭剤・ お尻拭・身体拭・ドライシャンプー・ 防水シート・医療用ソフトシート・ 消毒液・脱脂綿・油紙・ 両面絆創膏・絆創膏・ガーゼ・ 綿球・ピンセット・安楽尿器・ パット・洗腸液・円座・おむつカバー

用 品 の 種 類
紙おむつ・尿取りパット・ 使い捨て（ゴム）手袋・清拭剤・ お尻拭・身体拭・ドライシャンプー・ 防水シート・医療用ソフトシート・ 消毒液・脱脂綿・油紙・ 両面絆創膏・絆創膏・ガーゼ・ 綿球・ピンセット・安楽尿器・ パット・洗腸液・円座・おむつカバー

第 7 号様式（第 10 条関係）

郵便番号

住所

様

年 月 日

郡山市高齢者日常生活用品給付却下通知書

郡山市長

さきに申請のありましたこのことについては、次のとおり却下になりましたので、通知します。

氏名	
申 請 区 分	
却 下 理 由	

第 8 号様式（第 12 条関係）

郡山市高齢者（家族）介護用品給付券助成変更届

年 月 日

郡山市長

届出人 住所
氏名
利用者との続柄（ ）
電話

受 給 者 番 号	
氏 名	
住 所	郡山市

次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

(変更前)



(変更後)

第9号様式（第13条関係）

第9号様式（第13条関係）

郡山市高齢者（家族）介護用品給付券利用資格認定証返還届

年 月 日

郡山市長

届出人 住所 郡山市
氏名
(利用者との続柄)
電 話 - -

次のとおり資格を喪失したので、認定証と給付券を添えて届けます。

受給者番号	
氏 名	
住 所	
返 還 理 由 〔 該当項目を○ で囲んでくだ さい。 〕	1 給付券の有効期間が経過した。 2 本市の住民でなくなった。 3 利用者が死亡した。 4 利用者が入院した。 (入院先) 5 利用者が施設に入所した。 (施設入所先) 6 要介護認定審査において要介護1から要介護5以外となった。 7 利用者又は家族介護用品給付券の受給者の世帯の者が 市民税課税となった。 8 利用者が紙おむつ等の介護用品を使用しなくなった。 9 介護用品給付券から、家族介護用品給付券へ切替となった。 10 家族介護用品給付券から、介護用品給付券へ切替となった。 11 その他 (理由)
上記事由発生日	

第 10 号様式（第 13 条の 3 関係）

第10号様式(第13条の3関係)
郡山市高齢者介護用品給付券・家族介護用品給付券指定店申請書

年 月 日

郡 山 市 長

会 社 名
代 表 者 名
住 所
電 話 番 号

※代表者の自署又は記名押印

取扱店として指定を受けたいので、申請いたします。

本社	会社名																
	代表者名																
	電話番号																
	郵便番号																
	住所																
取扱店	店舗名																
	代表者名																
	電話番号																
	郵便番号																
	住所																
	業務形態	☐ 店舗販売のみ ☐ 配送のみ ☐ 店舗販売・配送															
振込先	金融機関名																
	支店名																
	口座種別	1 普通 2 当座 3 その他															
	口座番号																
	口座名義人 (カタカナ)																
添付書類		会社の事業形態・事業内容が分かるもの（パンフレット等） 取扱品店舗陳列状況写真															

第 11 号様式（第 13 条の 3 関係）

郡山市高齢者介護用品給付券・家族介護用品給付券指定店登録決定（却下）通知

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申請のあったものについて、郡山市高齢者日常生活用品給付事業実施要綱に基づき、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

取 扱 店 番 号	第 号
取 扱 店 名 称	
取扱店所在地	
業 務 形 態	☐ 店舗販売のみ ☐ 配送のみ ☐ 店舗販売・配送
備 考	

第 12 号様式 (第 13 条の 4 関係)

第12号様式（第13条の4関係）

郡山市高齢者介護用品給付券・家族介護用品給付券指定店登録内容変更届

年 月 日

郡山市長

会 社 名	支 店 名
代 表 者 名	店 長 名
住 所 [〒]	住 所 [〒]
電 話 番 号	電 話 番 号
登 録 番 号	※自署又は記名押印

※代表者の自署又は記名押印

登録内容を下記のとおり変更いたします。

届出内容に一部変更があります。

変更内容 ・会社名 ・代表者名 ・店長名 ・住所 ・電話番号 ・口座

※ 変更内容に○を付け下記に変更内容を記入してください。

变更前

会 社 名			
代 表 者 名			
店 長 名			
住 所			
電 話 番 号			
金融機関名	銀行	銀行番号	
支 店 名	支店	支店番号	
口座種別	1 普通	2 当座	3 その他
口 座 番 号			
口座名義人			

※口座名義人はカタカナでご記入ください。

變更後

会 社 名	
代 表 者 名	
店 長 名	
住 所	
電 話 番 号	
金融機関名	銀行 銀行番号
支 店 名	支店 支店番号
口座種別	1 普通 2 当座 3 その他
口 座 番 号	
口座名義人	

※口座名義人はカタカナでご記入ください。

第 13 号様式（第 13 条の 5 関係）

第13号様式(第13条の5関係)

郡山市高齢者介護用品給付券・家族介護用品給付券指定店辞退届

年 月 日

郡山市長

届出人
事業所名
代表者名
住 所
電話番号
登録番号

※代表者の自署又は記名押印

次のとおり指定を辞退いたします。

登録番号	
事業所名	
代表者名	
住 所	
電話番号	
辞退理由	